

(審査案件第1号)

答 申

第1 審査会の結論

- 1 南木曾町十二兼地区住民から提出のあった平成21年度以前の要望書については、当該地区の地域振興協議会へ確認するなどして整理の上、速やかに公開されるよう努力されたい。
- 2 平成23年12月開催の住民懇談会の会議録については、当該事項に係る全文を速やかに公開すべきである。

第2 不服申立ての経過

- 1 平成24年4月17日、不服申立人は南木曾町情報公開及び個人情報保護条例（平成11年9月27日条例第9号、以下、「本件条例」という）に基づき、南木曾町長(以下、「本件実施機関」という)に対し別表「請求の内容」欄記載のとおり公文書の情報公開請求を行った(以下、「本件請求」という)。
- 2 平成24年5月1日、本件実施機関は本件請求に関し、不服申立人に対し、保有する公文書の情報公開決定通知をするとともに、情報公開請求された文書の不保有について情報不保有通知を行った。
- 3 平成24年6月29日、不服申立人は、公開された公文書類が求めたものと相違しており不足である、また本件実施機関が情報不保有としているものについては南木曾町文書取扱規程等に反する等として不服申立てを行った。

第3 不服申立人の主張、要旨

不服申立人が「不服申立書」、「意見書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 十二兼地区住民が長年利用している作場道に係る問題が JR 東海と地域住民の間にあり、地域住民から町に対して繰り返し要望を上げてきた。

- 2 平成 22 年 11 月頃から JR 東海が線路沿いにフェンスを設置したことにより、地域住民は作場道を塞がれて通行できなくなった。
- 3 この問題はいまだ解決しているものではなく、これについて、町が JR 東海及び地域住民に対し、どのような対処をしてきたか、また以前からの地域住民からの要望について、どのように対処してきたか等を確認すべく、平成 24 年 4 月 17 日、本件請求を行った。
- 4 本件実施機関が平成 24 年 5 月 1 日付で交付した情報公開通知を受領したが、求めた内容と相違があり、また多くが情報不保有とのことで、これは南木曾町事務処理規則及び南木曾町文書取扱規程等に反するものであるため、同年 6 月 29 日に不服申立てを行った。
- 5 町の情報公開に関する対応は、住民に積極的に情報公開をする姿勢が見られず、情報公開条例の目的に沿った真摯かつ丁寧な対応を求めるとともに、適正な公文書管理を求める。

第 4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「非公開理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 南木曾町十二兼地区においては地域住民が歩道として利用する道が JR 東海の線路敷と交差しており、かねてから、地域からは、生活路確保の要望、また、JR からは、列車の安全運行上横断路の閉鎖協力の要望が出されていた。
- 2 平成 22 年度に JR 東海は十二兼地区の線路沿いにフェンスを設置したが、その際町は JR 東海から本件についての事前協議を受けていない。また、施工箇所が町有地ないし町管理地ではなかったため、施工業者が駐車場として使用した町道の道路占有許可に係る申請関係書類のほかには、当該工事にあたっての公文書は保有していない。
- 3 不服申立人から提出された本件請求を受け、平成 24 年 5 月 1 日、保有する公文書について情報公開決定を通知し開示を行うとともに、情報

公開請求を受けて公開すべき公文書がない情報不保有分について情報不保有通知を行った。

- 4 平成 21 年度以前の当該要望書の公開については、要望書の提出月日等が明確であれば、更に調査をして開示できる可能性はある。また、平成 23 年 12 月開催の住民懇談会の会議録については、会議録のうち当該事項に係る全文の開示が可能である。

第 5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

本件条例(南木曾町情報公開及び個人情報保護に関する条例)は、第 1 条に定められているとおり、住民の知る権利を尊重し、住民の情報の公開を求める権利を保障するとともに、公正で開かれた町政の実現を図り、町政の進展に寄与することを目的として制定されたものである。

本件条例の目的を実現するためには、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、本件条例の運用にあたってはこの理念が十分に尊重されなければならない。

当審査会はこの公開の原則を基本として本件条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書及び本件非公開部分について

本件公文書において非公開とされた部分は、別表「整理番号」欄の「3」の事項及び「17」の事項であり、その理由は各「公開しない理由」欄の記載のとおりである。

3 本件決定の妥当性について

平成 21 年度以前の要望書(別表「整理番号」欄の 3)について、本件実施機関は「提出日等が明確でないものは当該要望書を確定できないため公開できない。」としているが、要望書の提出者である地域振興協議会は本件実施機関と関連を有する機関であって、その提出時期等について同会に確認等を行うことによって整理し、確定することは比較的容易かつ可能なものと考えられ、本件実施機関の非公開の理由は正当なもの

は認められない。

また、住民懇談会の会議録(別表「整理番号」欄の17)について、本件実施機関は「要約版を交付したが、会議録中の当該事項全文を開示することは可能である。」と説明しており、公開することは可能と判断される。

4 その他の不服申立人の主張について

不服申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

なお、本件実施機関が「不保有」としている文書について、当該文書の性質、及び当審査会に示された資料等からは本件実施機関が当該文書について保有している疑いがあるとは断定できないことなどを考慮し、当審査会としては本件実施機関が「不保有」とした文書については、その真偽を判断することができないというに留めることとし、保有ないし不保有を前提とした意見を述べることはしない。

5 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

審査会の結論は以上のとおりであるが、住民の知る権利を尊重し、住民の情報の公開を求める権利を保障するという本件条例の主旨からすると、本件実施機関は協議録等の文書作成及び文書管理の方法について再検討し、情報公開制度の定着と推進に努力されたい。

また公文書の公開の方法として文書の写しを交付する場合には、当該公文書の非公開部分を黒塗りするなど、非公開部分が明らかとなる方法で写しを交付することが求められる。

第6 審査会経過

平成24年7月11日 諮問

8月8日 不服申立人及び本件実施機関からの意見聴取及び審議